

# 特定非営利活動法人まーぶる 寄付金規程

当法人では、本規程により、寄付金制度を設けております。

## 第1条（定義）

1 寄付金は、次の各号に掲げる経費に充てることを目的とします。

- (1) ヘルパー研修のための経費
- (2) 事業所運営のための経費
- (3) その他法人の運営のための経費

2 寄付は、現金又は有価証券で受け入れます。

## 第2条（受入れの条件）

1 次の各号に掲げる条件が付されている寄付金は受け入れることが出来ません。

- (1) 寄付金により取得した財産を無償で寄付者に譲与すること。
- (2) 寄付金の使用について、寄付者が個別に用途の検査を行うとするもの。
- (3) 寄付申込後、寄付者がその意思により寄付金の全部又は一部を取り消すことができるとするもの。
- (4) その他、当法人運営上支障があると認められるもの

2 寄付金の受入れに関しては、寄付者の意向を伺い、当法人においては、その意向を尊重して使用することに努めます。

## 第3条（寄付金の申込み）

寄付金を希望される方は、所定申込書に記入の上、お申し込み下さい。

## 第4条（受入れの決定）

当法人は、寄付金の申込みがあったときは、申込者の意向を聞き、法人運営上有意義であり、かつ、法人の運営に支障を来さないと認められるものについて、受入れるものとします。

## 第5条（礼状等の送付）

当法人は、寄付金が納入された時は、寄付者に礼状および領収証書を発行します。

## 第6条（その他）

この規程に定めるものの他、この規程の実施に関し必要な事項は、法人が別に定めます。

### 附則

この規則は、平成24年（2012年）6月17日から施行する。

### 附則

この規則は、平成25年（2013年）6月2日から施行する。

### 附則

この規則は、平成25年（2013年）7月3日から施行する。